

大阪府「がん検診に行こう！」キャンペーン実施事業仕様書

1. 事業名称

大阪府「がん検診に行こう！」キャンペーン実施事業

2. 業務目的

大阪府の受診率はコロナ禍の落ち込みから回復傾向にあるものの、依然として全国と比較しても低位であり、受診率向上に向けた取組が必要である。大阪府が行った調査によると、約30%の府民が、胃がん・肺がんの検査内容を「がん検診」と認識していない結果となった。がん検診を受診しない理由については、「費用がかかるため経済的に負担」と回答した府民が多く、安価で受診できることが周知できていない。また、人間ドッグは受けているが、がん検診は受診していないという誤解も多い。

そこで、がん検診への正しい認知を広げるため、大規模なPRイベントを実施する。がんについての基礎知識と予防の方法などをはじめ、がん検診の大切さについて理解を深めるセミナー及びブース出展を実施する。さらに、イベント実施の広報活動を通して、イベントに参加していない無関心層へも周知啓発を図り、自らの健康に対する意識づけを促し、検診受診に向けた府民一人ひとりの行動変容につなげる。

3. 契約期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

本事業で実施する業務は次の(1)(2)とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府(以下「発注者」という。)と十分に協議・調整をすること。

(1) がん検診PRイベントの企画・運營業務

がん検診について関心が薄いと思われる府民を主な対象として、がん検診の大切さについて理解を深めるイベントの企画及び運営を実施する。

イベント内容やイベント日程、場所について、下記を踏まえて提案すること。

【日程及び会場】

①実施時期 令和7年9月から11月の週末(1日)

②会場 大阪府内

【イベント内容】

日程や会場を考慮しつつ集客力のあるイベント内容とすること。

また、当日はイベントだけでなく、がんに関連する企業によるブースを複数出展すること。

(イベント内容例)

- ① がんの専門家が基礎知識を分かりやすく解説する基調講演 (15分程度)
- ② がん専門家、著名人ら、司会者等による、がん検診の大切さを分かりやすく伝えるトークセッション (45分程度)
- ③ 上記①②をご覧になる方のスペースとしては、100名程度を想定し、このスペースとは別にがんに関連する企業によるブースを複数出展。

【提案を求める事項】

下記事項について具体的に提案してください。

- ・ イベントプログラムと具体的内容
- ・ イベントの実施時期とその設定理由。
- ・ イベント会場とその選定理由。
- ・ ブース出展を含むイベント全体の想定来場者数と全体レイアウト図。
- ・ 趣旨・目的に合う集客力が期待できるイベント出演者候補とその選定理由。
- ・ ブース出展企業候補。
- ・ その他イベント実施に関すること。

※留意事項

- 会場費及び出演者への謝礼、その他イベント開催にかかる費用はすべて委託費に含まれる。
- 企業へのイベントブースの出展交渉は受託者が行う。
- 事業内容の充実を図るため、財源確保（ブース出展に伴う収益獲得）も可とする。
- 雨天時や荒天時、緊急時の対策について、実施体制等を含め講じること。

(2) 本イベントにかかる効果的な広報手法の立案及び実施

がん検診の無関心層に対し、イベントの開催が広く周知できるよう以下を中心に効果的な広報を行う。

① 事前広報

イベントの開催告知と参加者を募るため、大阪府民への事前広報を実施する。

② イベントの動画配信及び事後広報等

イベントに参加していない無関心層へも周知啓発を図るため、セミナー及びブース出展の様子等を動画撮影し、委託者が YouTube 等にて録画映像を配信できるよう、イベント後2週間以内を目安に動画の編集、納品を行う。また、イベントの概要を記録した採録を後日、日刊紙等の広告にて掲載すること。

①、②の期間を含め、広くテレビや新聞、雑誌等のメディアに取り上げられるよう働きかけること。

【提案を求める事項】

下記事項について具体的に提案してください。

- ・事前広報、イベントの動画配信及び事後広報それぞれについての手法及び内容。
- ・「(1)がん検診PRイベントの企画・運營業務」で提案した内容を含む、事業実施体制及び人員（配置する人員数や、資格・技術など）等の全体計画、契約期間内の全体スケジュール、著作権等コンプライアンスへの取組。
- ・「(1)がん検診PRイベントの企画・運營業務」で提案した内容を含む、セミナーイベント開催及びその広報等の類似事業について、行政との実績がある場合は過去の実績。

※留意事項

事前広報及び事後広報については、がん検診の対象年齢である40歳から60歳代を主なターゲットとし、府民への直接的なリーチが見込め、かつ多くの府民が目にする媒体を活用すること。

なお、がん検診の対象者は下記参考のとおり。

(参考)

| 種類 | 対象者 |
|---------|---|
| 胃がん検診 | 50歳以上 ※当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対して実施可 |
| 子宮頸がん検診 | 20歳以上 |
| 肺がん検診 | 40歳以上 |
| 乳がん検診 | 40歳以上 |
| 大腸がん検診 | 40歳以上 |

5. 事業全体に係る留意点

(1) 業務遂行について

- ①受注者は、本業務の受託に際して、発注者との連絡・調整を一元的に行う業務責任者を定め、大阪府担当者に報告すること。また、業務責任者は発注者が指定する職員と常に連絡をとれるよう努め、緊急の場合は、即時作業に着手可能な体制を整えておくこと。
- ②受注者はこの業務を実施するに当たり関係法令を遵守するとともに、この仕様に基づき常に発注者と密接に連絡を取り、契約期間内に業務を完了すること。
- ③受注者は本業務において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）等の関係法令等を遵守すること。
- ④発注者は、受注者がこの仕様書に定める内容を履行できないことが明らかと判断される場合、契約を解除することができる。
- ⑤受注者は再委託を行おうとする時は、事前に発注者に申請し承認を得ること。

- ⑥受注者及び本業務に携わる受注者の従事者は、本業務によって知り得た発注者の業務上の情報及び個人情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、守秘義務を負うこと。また、受注者は、そのために必要な措置を講じること。この業務の完了後についても同様とする。
- ⑦主催者の判断により本業務を行わないこととなった場合は、発注者は受注者に対して現に要した費用のみを支払うものとする。
- ⑧この仕様書に定めのない事項又は業務内容等に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、決定する。

(2) 著作権及び使用料等について

- ①本業務における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含む。
- ②本業務における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。
- ③成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ④成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

6. 成果物の提出

①実施報告書

事業の詳細な実施状況が確認できるものとする。

②広告データ

③動画データ

YouTube やホームページで再生可能な様式。

成果物については、**CD-R** または **DVD-R** にデータ保存し提出するものとし、報告書については、あわせて紙媒体に出力したものも提出するものとする。制作した資料等に係る所有権、著作財産権については、発注者に帰属するものとし、また著作者人格権（ただし既に第三者の権利のものを除く。）は行使しないものとする。

7. 成果物の提出先

大阪府 健康医療部 健康推進室 健康づくり課

生活習慣病・がん対策グループ

大阪府大阪府中央区大手前 2 丁目 1 番 2 2 号 大阪府庁本館 6 階

8. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性から本業務の一部を受託事業者において実施する

ことが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、発注者と協議し承認を得ること。

9. その他特記事項

- ①本仕様に定めのない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によること。
- ②業務上知り得た情報を他人に漏らさないこと。
- ③企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。